

令和6年度 神戸市災害時物資円滑供給検討会

第1回 検討会

資料3：その他事項

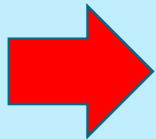
令和6年8月2日

1. 緊急通行車両等の事前届出制度についての説明

緊急通行車両等の事前届出制度についての説明

【緊急交通路・緊急通行車両等とは】

- ・ 緊急交通路とは、災害が発生し又は発生しようとしている場合に、災害応急対策を行うために、緊急輸送等を行う車両（**緊急通行車両等**）**以外の車両の通行を禁止又は制限**する道路の区間
- ・ 緊急通行車両等とは、道路交通法第39条第1項に規定されている緊急自動車（消防用自動車、救急用自動車等）と**確認標章**を掲示している災害応急対策（人命救助や**生活必需品等の供給**等）を実施するため運転中の車両



物資輸送車両等が緊急交通路を通行するためには**確認標章**が必要



1. 緊急通行車両等の事前届出制度についての説明

緊急通行車両等の事前届出制度

【緊急通行車両等事前届出制度とは】

緊急通行車両等事前届出制度は、災害応急対策を円滑に行うことを目的としており、令和5年9月に制度が改定されている。

【令和5年8月以前】

緊急通行車両等について、あらかじめ警察に届出をすることで、**事前届出済証が交付**され、災害時に警察署や検問所等で事前届出済証を提出すれば、**確認標章等が迅速に交付**される。

制度改定後

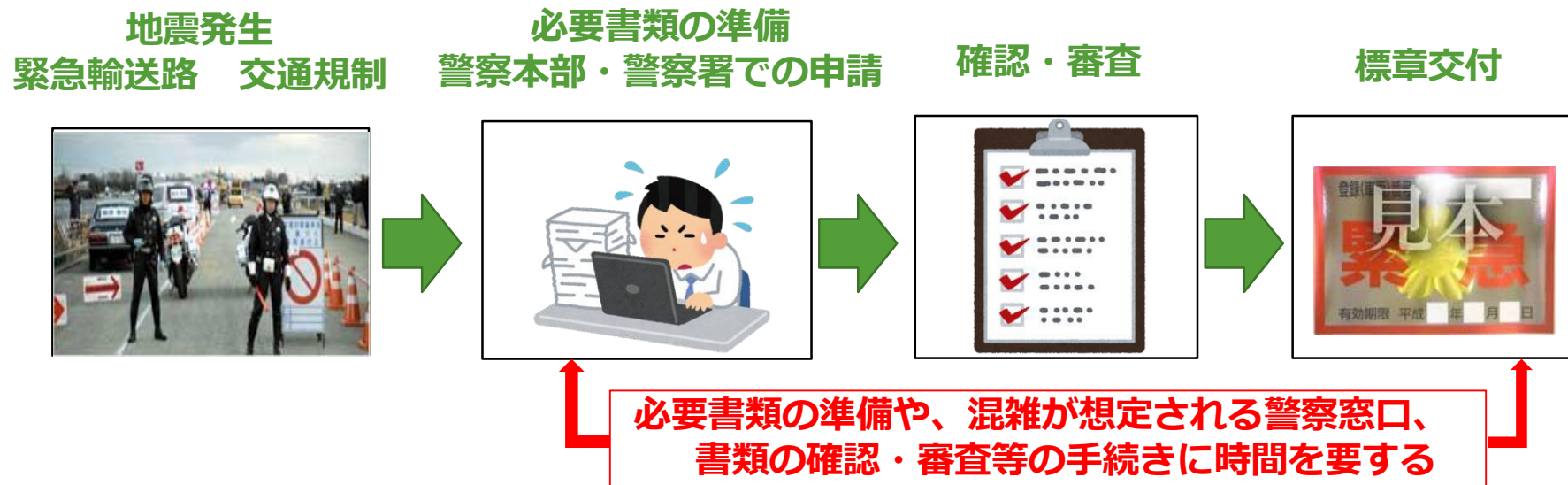
【令和5年9月制度改定後】

緊急通行車両等について、あらかじめ警察に届出をすることで、**確認標章と確認証明書が事前に交付**され、災害時に検問所等で本標章を提示するだけで、緊急通行路の通行が可能となる。

1. 緊急通行車両等の事前届出制度についての説明

緊急通行車両等の事前届出制度

【標章交付に至るまで・・・事前届出をしていない場合】



【災害時必要書類】

- ・ 緊急通行車両確認申請書
- ・ 自動車検査票の写し
- ・ 輸送協定書その他当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写し

1. 緊急通行車両等の事前届出制度についての説明

緊急通行車両等の事前届出制度

【標章交付に至るまで・・・令和5年8月時点で事前届出をしている場合（旧制度）】



【災害時必要書類】

- ・ 事前届出済証（災害時）※事前に作成済み
- ・ 緊急通行車両確認申出書（災害時に記入）

1. 緊急通行車両等の事前届出制度についての説明

緊急通行車両等の事前届出制度

【標章交付に至るまで・・・令和5年9月以降に事前届出をする場合（新制度）】



【災害時必要書類】

- ・ 確認標章（交付されたものをダッシュボードに入れておくだけでOK）
- ・ 確認証明書（交付されたものを検問所で提示するだけでOK）

1. 緊急通行車両等の事前届出制度についての説明

緊急通行車両等の事前届出制度

【事前届出対象車両と申請要領（兵庫県警察）】

・ 緊急通行車両として事前届出できる車両は、下記の1～3を全て満たすことが必要

1. 災害対策基本法等に定める下記の対策及び措置に使用する計画のある車両
災害応急対策、地震防災応急対策、緊急事態応急対策、国民保護のための措置

2. 災害対策基本法等に規定する指定行政機関等が保有・調達する車両又は
指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した民間車両

3. 兵庫県内に車両の使用の本拠を有する車両
(他府県の場合、車両を有する拠点の県警に申請)

1. 緊急通行車両等の事前届出制度についての説明

緊急通行車両等の事前届出制度

【申請に必要な書類（兵庫県警察）】

・ 必要書類（初めて申請する場合）

- ・ 緊急通行車両確認届出書
- ・ 緊急通行車両等一覧表
- ・ 自動車検査証の写し
- ・ 輸送協定書その他当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写し
（当該書類が無い場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）

・ 必要書類（旧制度で既に申請していた場合）

- ・ 事前届出済証
- ・ 緊急通行車両確認届出書
- ・ 緊急通行車両等一覧表

1. 緊急通行車両等の事前届出制度についての説明

緊急通行車両等の事前届出制度

【事前届出対象車両と申請要領】

・ 申請者

緊急通行車両に係る業務の実施について責任を有するもの（代行者を含む。）

・ 申請先

原則として**車両の使用の本拠を管轄する警察署**

※事前届出の申請は、必要書類を揃えて申請先に提出申請後、審査を経て確認票証が交付

※オンライン申請は令和5年11月現在停止中
所管の警察署へ直接申請が必要

・ 関連リンク先

警察庁ホームページ：<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/saigaisharyo.html>

兵庫県警察ホームページ：<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/regulation/kinkyutukou/index.htm>

1. 緊急通行車両等の事前届出制度についての説明

緊急通行車両等の事前届出制度

【兵庫県警ヒアリング内容】

・ 個人事業主や連携事業者の登録申請

- ・ 組合が登録者（個人事業主）名簿と車番を整えて一括申請は、神戸市との連携根拠（協定書等）や企業間の繋がりが分かる資料があれば可能
- ・ 企業間の繋がりが分かる資料があれば、協定企業の子会社、孫会社、どこまででも申請可

・ 会社単位での登録

- ・ 大手企業の場合も、従前は営業所単位の車両登録が必要だったが、令和5年9月より会社単位での申請も可能となった（車両登録地の警察署へのみ申請可能）
- ・ 神戸市×関西支店の協定企業の場合、関東支店からの応援は、神戸市×関東支店での協定が必要

・ 申請先の警察、登録可能車両台数

- ・ 神戸市の協定があれば他都市でも届出可能（**車両登録地の警察署への届出が必須**）
- ・ 登録車両台数は上限なし、ただし必要台数は精査してほしい
- ・ リース車両の場合、リース契約している根拠資料があれば申請可能

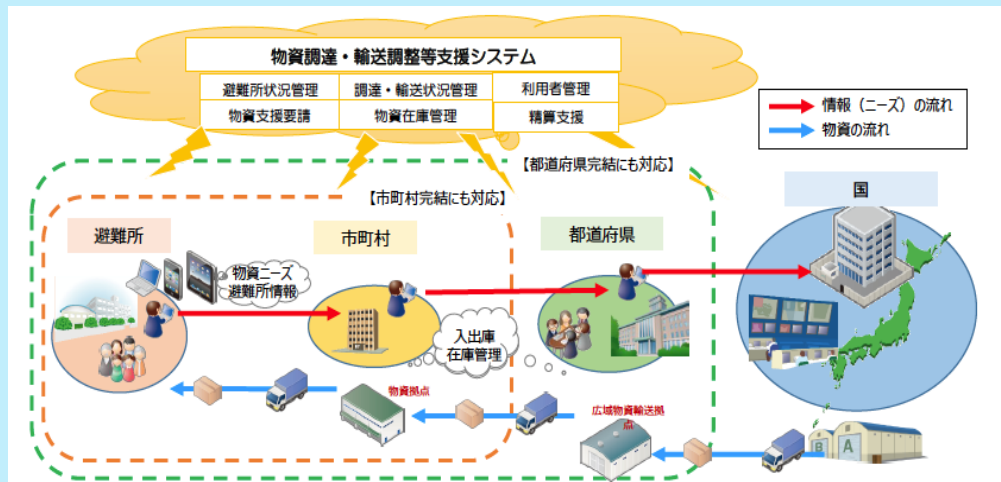
2. 新システムの検討について

新システムの検討について

災害時に各事業者がそれぞれ必要となる情報について共有ができるシステム

【想定される課題を整理】

- ・ 物資調達・輸送調整等支援システムとの連携（市課題）
- ・ 備蓄拠点での備蓄物資の適切な維持管理、効率化（市課題）
- ・ セキュリティを強化した上で使えるシステム
- ・ 入数や箱数、荷姿等の情報等も入力できる仕様
- ・ 商品名や数量がワンストップで可視化



新システムの検討について

状況把握の迅速化について提案（訓練で検証）

避難所にエッジAIカメラを設置し状況把握の迅速化を図る

- 神戸市が整備する災害時物資輸送における「適切な状況把握」を実現するため、最新のエッジAIを搭載したカメラ技術を用いて、**避難所の様子を自動で検知することにより、避難所情報の伝達速度が飛躍的上がります。**避難所の状況が速やかに把握できることで、避難所運営を円滑に行うだけでなく、属性検知による適切な物資配給にも繋げる。



欲しい情報を  自動でデータ化

id	年月日	時間	性別	年代
1	2024/〇〇/〇〇	HH:MM:SS	男性	10代
2	2024/〇〇/〇〇	HH:MM:SS	女性	20代
3	2024/〇〇/〇〇	HH:MM:SS	男性	10代
4	2024/〇〇/〇〇	HH:MM:SS	男性	40代
5	2024/〇〇/〇〇	HH:MM:SS	女性	20代
6	2024/〇〇/〇〇	HH:MM:SS	女性	50代

2. 新システムの検討について

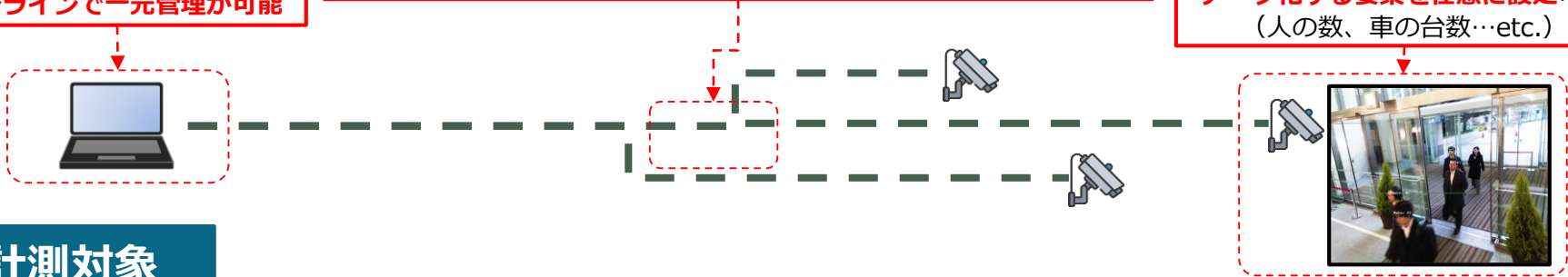
1-2. 新システムの検討について

① システムの特徴

AIモデル更新や死活監視等、
オンラインで一元管理が可能

カメラ側で画像をAI処理し、必要なデータのみ送信していることから、
個人情報保護に強く、レコーダーや専用のサーバ・回線が不要

AIモデルを更新することで
データ化する要素を任意に設定可能
(人の数、車の台数…etc.)



② 計測対象

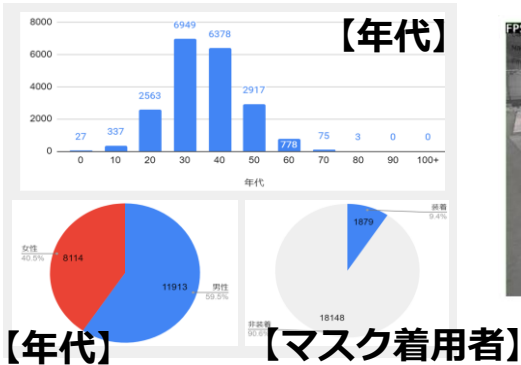
i 人数と属性（性別・年代等）

ii 施設の監視

iii その他（開発研究中含む）



枠内の人物を自動検知・計測



施設現況の確認及び異常発生を検知
※一部研究開発中

広告等の効果計測
広告を見た人の位置を、見ていた時間に応じて色別にプロット



四足歩行動物の検知
クマ等の四足歩行で動く物体を検知

